

付 議 第 4 号

地方自治法の規定に基づく委任の協議及び補助執行の廃止の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、知事から、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に関する事務、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業の実施に係る事務及び法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業の実施に係る事務を教育委員会に委任すること並びに一時預かり事業及び法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業に関する事務の補助執行を廃止することについて協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 26 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

26 高行管第 435 号
平成 27 年 3 月 26 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久 様

高知県知事 尾崎 正直



事務委任及び補助執行の廃止の協議について

下記のとおり、貴委員会への事務委任及び補助執行の廃止について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき協議します。

記

1 委任する事務

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に関する次に掲げる事務
 - ア 子ども・子育て支援給付のうち子どものための教育・保育給付に関する調査等（法第15条第1項及び第2項）
 - イ アに掲げる事務のほか、子ども・子育て支援給付に関する事務
 - ウ 特定教育・保育施設の利用定員の設定等に係る市町村長からの協議（法第31条第3項（法第32条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第32条第3項並びに子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第27条（府令第29条において準用する場合を含む。））
 - エ 同一の特定教育・保育施設の設置者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定教育・保育施設の設置者に対する助言その他の援助（法第37条第2項）
 - オ 特定教育・保育施設の設置者が適正な教育・保育施設の運営をしていないと市町村長が認める旨及び市町村長が特定教育・保育施設の設置者に対して措置命令をした旨の市町村長からの通知の受理（法第39条第2項及び第5項）
 - カ 特定教育・保育施設の設置者が適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったことの認定（法第40条第1項第2号）
 - キ 特定教育・保育施設の確認等に係る市町村長からの届出の受理（法第41条）
 - ク 同一の特定地域型保育事業者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定

地域型保育事業者に対する助言その他の援助（法第49条第2項）

ケ 特定地域型保育事業者の確認等に係る市町村長からの届出の受理（法第53条）

コ 業務管理体制の整備に関する事項に係る特定教育・保育提供者からの届出の受理等（法第55条第2項第3号及び第3項から第5項まで並びに府令第43条）

サ コの届出を行った特定教育・保育提供者に対する報告の徴収及び立入検査等（法第56条第1項から第4項まで）

シ コの届出を行った特定教育・保育提供者に対する措置勧告及び措置命令等（法第57条及び府令第45条）

ス その提供する教育・保育に係る教育・保育情報に係る特定教育・保育提供者からの報告の受理等（法第58条並びに子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第12条及び府令第46条から第50条まで）

セ ウからスまでに掲げる事務のほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に関する事務

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務

ア 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事務

(ア) 一時預かり事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに一時預かり事業の廃止及び休止の届出の受理（法第34条の12）

(イ) 一時預かり事業を行う者に対する報告の徴収等（保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）又は幼保連携型認定こども園（法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）において一時預かり事業を行う場合の監査事務を除く。）（法第34条の14第1項、第3項及び第4項）

イ 病児保育事業（法第6条の3第13項に規定する病児保育事業をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事務

(ア) 病児保育事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに病児保育事業の廃止及び休止の届出の受理（法第34条の18）

(イ) 病児保育事業を行う者に対する報告の徴収等（保育所又は幼保連携型認定こども園において病児保育事業を行う場合の監査事務を除く。）（法第34条の18の2第1項及び第3項）

ウ 保育所及び認可外保育施設（法第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務

(ア) 市町村からの保育所の設置並びに廃止及び休止の届出の受理（法第

35条第3項及び第11項)

- (イ) 私立の保育所の設置の認可等並びに廃止及び休止の承認（法第35条第4項から第9項まで及び第12項）
- (ウ) 保育所に係る最低基準維持のための監督（法第46条第1項、第3項及び第4項）
- (エ) 県からの補助を受けた私立の保育所に対する予算変更及び職員の解職の指示（法第56条の2第2項）
- (オ) 私立の保育所の設置の認可の取消し（法第58条第1項）
- (カ) 法第35条第3項の届出をせずに市町村が設置した保育所等に対する立入調査等（法第59条第1項及び第3項から第7項まで）
- (キ) 認可外保育施設に係る事業の開始の届出、当該届出事項の変更の届出並びに当該事業の廃止及び休止の届出の受理並びにこれらの届出事項に係る当該認可外保育施設の所在地の市町村長への通知（法第59条の2）
- (ク) 認可外保育施設の設置者からの当該認可外保育施設の運営の状況に係る報告の受理等（法第59条の2の5）

2 委任する理由

所管する事務と一体的に執行することが、より効果的かつ効率的であるため。

3 委任する相手方

高知県教育委員会

4 委任する年月日

平成27年4月1日

5 補助執行の廃止

平成21年4月1日高知県告示第285号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業及び同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業に関する事務

6 廃止する理由

(1) 一時預かり事業

一時預かり事業にかかる監査（立入調査）業務の一部（新たに創設される幼稚園型一時預かり事業等）を幼保支援課が分掌することとなったため、既

に所管している監査業務（認可外保育施設の立入調査：委任（H15告示224号の1（7）キ）と同様に整理し、一時預かり事業を事務委任とするため。

(2) 家庭的保育事業

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月1日から施行されることに伴い、市町村の認可事業となったため。

地方自治法の規定に基づく委任の協議及び補助執行の廃止の協議に関する議案説明

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、知事から事務の委任及び補助執行の廃止について協議があったことにつき、同意の議決を求めようとするものである。

記

1 子ども・子育て支援法に関する事務

(1) 教育委員会（幼保支援課）…子ども・子育て支援事業計画に関すること以外。

- ①教育・保育給付に関する調査等
- ②特定教育・保育施設の利用定員の設定等
- ③特定教育・保育施設の広域調整等
- ④市町村による措置命令の通知の受理等
- ⑤適正な運営ができなくなったことの認定
- ⑥特定教育・保育施設の確認等の市町村からの届出の受理
- ⑦特定地域型保育事業者の広域調整等
- ⑧特定地域型保育事業者の確認等の市町村からの届出の受理
- ⑨業務管理体制の届出の受理（確認が複数市町村の場合）
- ⑩⑨の届出者に対する立入検査等
- ⑪⑨の届出者に対する措置勧告及び措置命令等
- ⑫提供する教育・保育情報の報告の受理等

現在幼保支援課が所管する教育・保育施設等の事務と一体的に執行することが、より効果的かつ効率的であるため。

(2) 知事（少子対策課）…子ども・子育て支援事業計画に関すること。

2 児童福祉法に関する事務

(1) 一時預かり事業 ※補助執行を廃止し委任とする

一時預かり事業にかかる監査（立入調査）業務の一部（新たに創設される幼稚園型一時預かり事業等）を幼保支援課が分掌することとなったため。

(2) 病児保育事業

これまで国庫補助事業として幼保支援課で執行していた事業が、児童福祉法の改正により児童福祉法において事業として位置づけられたため。

(3) 保育所及び認可外保育施設に関する事務

法の改正に伴う字句等の整理。

(4) 家庭的保育事業

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う児童福祉法の改正により、市町村の認可事業となったため、補助執行を廃止する。

子ども・子育て支援新制度（平成27年度スタート）について

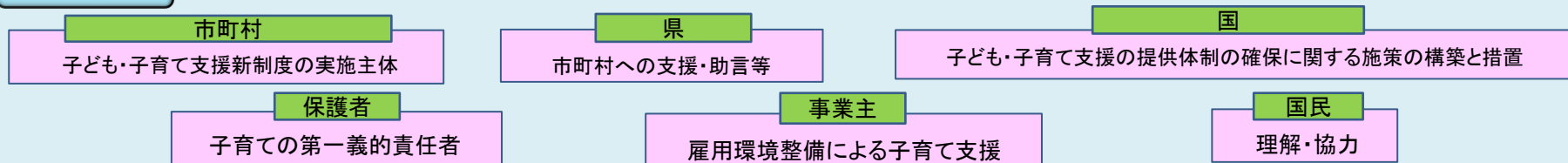


子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）

基本理念

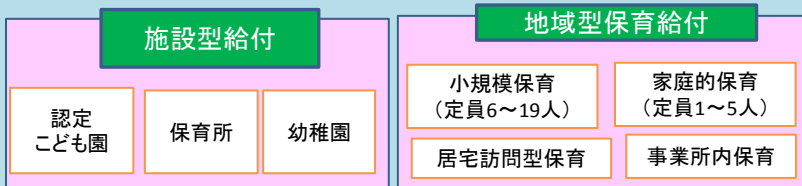
- ① 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭・学校・地域その他社会のあらゆる分野における全ての構成員が、その役割を果たすとともに、相互に協力し合うこと。
- ② 子ども・子育て支援に係る給付や内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援を行うものであり、良質かつ適切であること。
- ③ 子ども・子育て支援に係る給付や内容は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うこと。

役割・責務



支援等内容

子ども・子育て支援給付



子どものための教育・保育給付

- ◆対象者（給付要件）：市町村が行う支給認定を受けた小学校就学前子どもの保護者
- ◆対象施設（利用施設又は事業所）：施設型給付及び地域型保育給付の市町村確認を受けた施設、又は事業所
- ◆支給方法：保護者に支給。法定代理受領により施設等が受け取ることができる
- ◆費用負担：施設型給付（設置者が民間）…………… 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
（設置者が市町村）…………… 地方交付税で対応
地域型保育給付（民間及び市町村）…………… 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

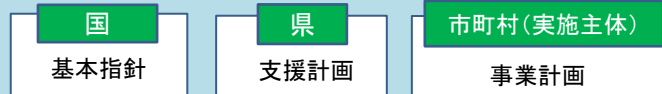
地域子ども・子育て支援事業（13事業）

利用者支援事業	子どもを守る地域ネットワーク強化事業
★ 延長保育事業	養育支援訪問事業
★ 病児・病後児保育事業	乳児家庭全戸訪問事業
★ 一時預かり事業	ファミリー・サポート・センター事業
放課後児童健全育成事業	子育て短期支援事業
地域子育て支援拠点事業	★ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
★ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	

子ども・子育て支援事業計画 子ども・子育て支援会議

子ども・子育て支援会議

- 国・県・市町村にそれぞれ設置
- H27～H31の5年間の計画策定とともに、計画の実施状況について調整審議を行う



子ども・子育て支援法の概要

趣旨： 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

概要：

(1) 総則

- ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定【第1条～第7条】

(2) 子ども・子育て支援給付

- ◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。）【第8条～第10条】
- ◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、施設型給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担）【第11条～第30条】

(3) 給付対象施設・事業者（施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育給付：家庭的保育・小規模保育等）

- ◆ 施設・事業者の確認手続、基準、責務、確認の取消し、業務管理体制の整備、指導監督【第31条～第41条、第43条～第53条、第55条～第57条】
- ◆ 施設・事業者に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請【第42条、第54条】
- ◆ 施設・事業者に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等【第58条】

(4) 地域子ども・子育て支援事業

- ◆ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診等【第59条】

(5) 子ども・子育て支援事業計画

- ◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定【第60条～第64条】

(6) 費用等

- ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限（1.5%以内で政令で定める）

(7) 子ども・子育て会議等【第65条～第71条】

- ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営、市町村等の合議制機関の設置努力義務等【第72条～第77条】

(8) 雑則 【第78条～第82条】

(9) 罰則 【第83条～第87条】

(10) 附則

- ◆ 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善・人材育成の検討、行政組織の在り方の検討、次世代育成支援対策推進法延長の検討、安定財源の確保、私立保育所への委託費の支払等【附則第2条、第3条、第6条】

施行日： 政令で定める日（平成27年4月1日）

※給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行【附則第1条】

参 考

委任の条項	条 文	協議の事務
① 法第15条第1項及び第2項	<p>第15条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。</p>	ア 子ども・子育て支援給付のうち子どものための教育・保育給付に関する調査等
② 法第31条第3項(法第32条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第32条第3項並びに子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第27条(府令第29条において準用する場合を含む。)	<p>法第31条</p> <p>3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>第32条</p> <p>2 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、第二十七条第一項の確認において定めた利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則</p> <p>第27条 法第31条第3項の規定による協議は、次の各号に掲げる事項を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該確認に係る施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所 二 当該確認に係る設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 三 当該確認に係る事業の開始の予定年月日 四 定めようとする法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用定員の数 <p>第29条 第27条の規定は、法第32条第1項の規定により法27条第1項の確認の変更の申請があった場合及び法第32条第3項の規定により利用定員を変更しようとする場合における都道府県知事への協議について準用する。</p>	ウ 特定教育・保育施設の利用定員の設定等に係る市町村長からの協議
③ 法第37条第2項	<p>第37条</p> <p>2 都道府県知事は、同一の特定教育・保育施設の設置者について2以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。</p>	エ 同一の特定教育・保育施設の設置者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定教育・保育施設の設置者に対する助言その他の援助

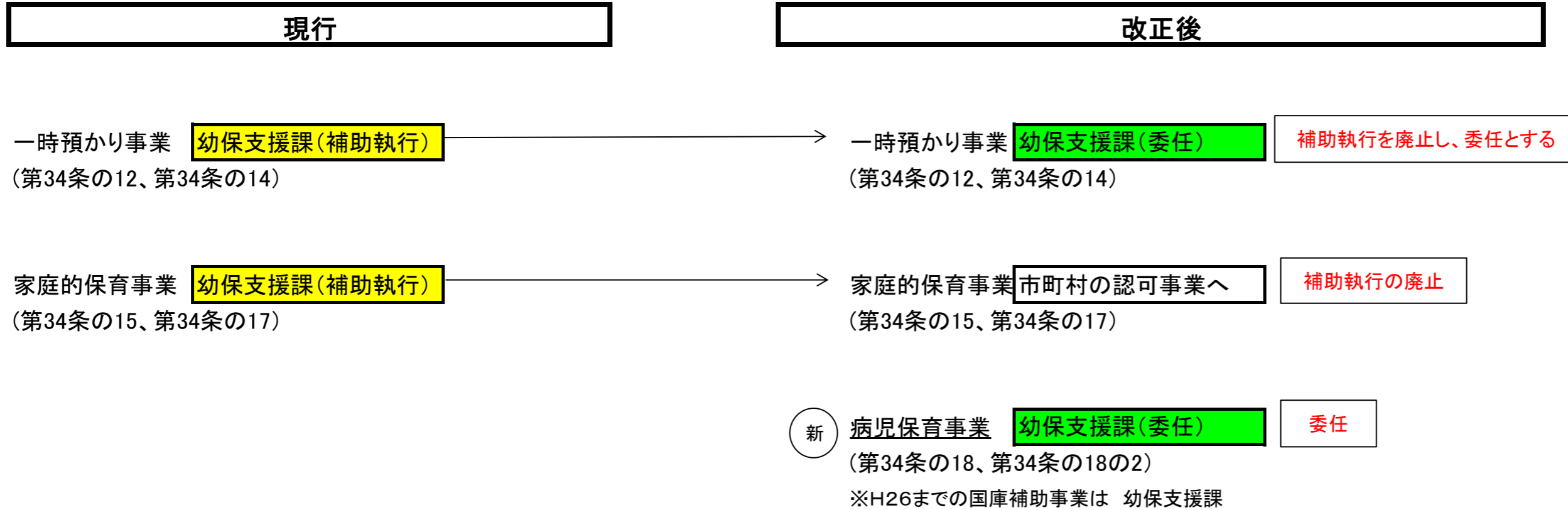
委任の条項	条文	協議の事務
④ 法第39条第2項及び第5項	第39条 2 市町村長(指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。)は、特定教育・保育施設(指定都市等所在幼保連携型認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。)の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等(教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。)を行った都道府県知事に通知しなければならない。 5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。	オ 特定教育・保育施設の設置者が適正な教育・保育施設の運営をしていないと市町村長が認める旨及び市町村長が特定教育・保育施設の設置者に対して措置命令をした旨の市町村長からの通知の受理
⑤ 法第40条第1項第2号	第40条 二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めるとき。	カ 特定教育・保育施設の設置者が適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったことの認定
⑥ 法第41条	第41条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称、当該特定教育・保育施設の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。 一 第27条第1項の確認をしたとき。 二 第36条の規定による第27条第1項の確認の辞退があったとき。 三 前条第1項の規定により第27条第1項の確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。	キ 特定教育・保育施設の確認等に係る市町村長からの届出の受理
⑦ 法第49条第2項	第49条 2 都道府県知事は、同一の特定地域型保育事業者について2以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第46条第5項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。	ク 同一の特定地域型保育事業者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定地域型保育事業者に対する助言その他の援助
⑧ 法第53条	第53条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定地域型保育事業者の名称、当該特定地域型保育事業所の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。 一 第29条第1項の確認をしたとき。 二 第48条の規定による第29条第1項の確認の辞退があったとき。 三 前条第1項の規定により第29条第1項の確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。	ケ 特定地域型保育事業者の確認等に係る市町村長からの届出の受理

委任の条項	条文	協議の事務
<p>法第55条第2項第3号及び第3項から第5項まで並びに府令第43条</p> <p>⑨</p>	<p>法第55条 2 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。 一 その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 市町村長 二 その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 内閣総理大臣 三 前2号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者 都道府県知事 3 前項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った同項各号に定める者（以下この節において「市町村長等」という。）に届け出なければならない。 4 第2項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った市町村長等以外の市町村長等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った市町村長等にも届け出なければならない。 5 市町村長等は、前3項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。 子ども・子育て支援法施行規則 第43条 特定教育・保育提供者は、法第55条第1項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、同条第2項各号に掲げる区分に応じ、市町村長等に届け出なければならない。 一 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の事業者の場合に限る。） 四 業務執行の状況の監査の方法の概要（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の事業者の場合に限る。） 2 特定教育・保育提供者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第55条第2項各号に掲げる区分に応じ、市町村長等に届け出なければならない。 3 特定教育・保育提供者は、法第55条第2項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届書を、変更後の区分により届け出るべき市町村長等及び変更前の区分により届け出るべき市町村長等の双方に届け出なければならない。</p>	<p>コ 業務管理体制の整備に関する事項に係る特定教育・保育提供者からの届出の受理等</p>
<p>法第56条第1項から第4項まで</p> <p>⑩</p>	<p>法第56条 前条第2項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第4項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）における同条第1項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設若しくは地域型保育事業所、事務所その他の教育・保育の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 内閣総理大臣又は都道府県知事が前項の権限を行うときは、当該特定教育・保育提供者に係る確認を行った市町村長（次条第五項において「確認市町村長」という。）と密接な連携の下に行うものとする。 3 市町村長は、その行った又はその行おうとする確認に係る特定教育・保育提供者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。 4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた市町村長に通知しなければならない。</p>	<p>サ コの届出を行った特定教育・保育提供者に対する報告の徴収及び立入検査等</p>

委任の条項	条文	協議の事務
⑪ 法第57条及び府令第45条	<p>法第57条 第55条第2項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第4項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）が、同条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長等は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第3項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則</p> <p>第45条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が法第57条第3項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該特定教育・保育提供者の確認を行った市町村長に通知しなければならない。</p>	シ コの届出を行った特定教育・保育提供者に対する措置勧告及び措置命令等

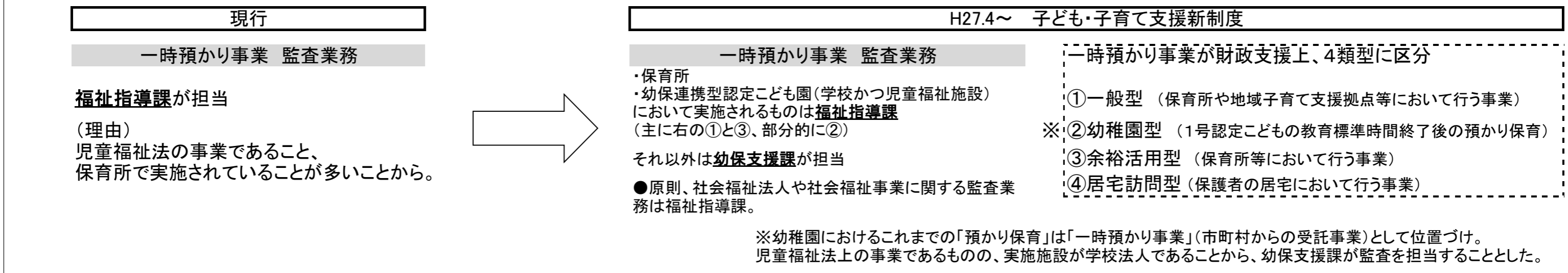
委任の条項	条文	協議の事務
<p>法第58条並びに子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第12条及び府令第46条から第50条まで</p>	<p>法第58条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報(教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。</p> <p>4 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。</p> <p>5 都道府県知事は、特定教育・保育提供者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が、第四項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。</p> <p>7 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報(教育・保育情報に該当するものを除く。)であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。</p> <p>子ども・子育て支援法施行令</p> <p>第12条 法第58条第1項の規定による報告は、特定教育・保育提供者が教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事が定めるところにより行うものとする。</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則</p> <p>第46条 法第58条第1項の内閣府令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある特定教育・保育提供者以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。</p> <p>第47条 法第58条第1項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の提供を開始しようとするときにあつては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。</p> <p>第48条 都道府県知事は、法第58条第1項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に同条第3項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができる。</p> <p>第49条 法第58条第3項の内閣府令で定める教育・保育情報は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。</p> <p>第50条 法第58条第7項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の質及び教育・保育に従事する従業者に関する情報(教育・保育情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。</p>	<p>ス その提供する教育・保育に係る教育・保育情報に係る特定教育・保育提供者からの報告の受理等</p>

児童福祉法



〈一時預かり事業を補助執行から委任に変更することについて〉

一時預かり事業にかかる監査(立入調査)業務の一部(新たに創設される幼稚園型一時預かり事業等)を幼保支援課が分掌することとなったため、既に所管している監査業務(認可外保育施設の立入調査:委任(H15告示224号の1(7)キ))と同様に整理し、一時預かり事業を委任とすることとした。



○病児保育事業の監査業務の分担も同様に、保育所及び幼保連携型認定こども園で実施されるものは福祉指導課、それ以外(病院等で実施されるもの)は幼保支援課が担当。